# 平成26年会社法改正

# ハンドブック

# 『入門講義会社法』法改正に伴う補訂および正誤情報

平成26年6月20日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第91号)が国会で成立し、同月27日に公布され、平成27年2月6日に「会社法施行規則等の一部を改正する省令」の公布により、同年5月1日から改正法が施行されることが決定した。そこで、以下では、同改正による主な改正点のみを取り上げて解説する。条文は、特に断りがない限り、改正後の会社法と省令のものを指す。

【注意】改正により、本書に引用した条文に大幅な変更が生じたが、それについては逐一訂正を行うと煩雑になるため、最新版の六法において条文をよく参照してほしい。また、内容的な変更ではないが、改正前の委員会設置会社は指名委員会等設置会社と呼称が変更された(2条12号)。

# 1. 株式に関する改正

#### 株式併合(本書第8章関連)

株式併合に関して株主総会で決定する際に、効力発生日における発行可能株式総数を定め、この定めた発行可能株式総数は、非公開会社をのぞき、効力発生日の発行済株式総数の4倍を超えてはならないとして、この場合にも4倍規制を貫徹することを明らかにした(180条2項4号、3項)。株主保護のために、事前開示手続(182条の2)、事後開示手続(182条の6)を置き、差止請求権(182条の3)、株式併合により株式の数に1株に満たない端数の株式が生ずる場合の反対株主の株式買取請求権(182条の4、182条の5)などの規定を新設した。

#### 株式買取請求権の行使後の撤回制限(本書第8章関連)

株式買取請求権を行使した後に株主がそれを撤回しないように、株券発行会社では、株式買取請求権行使時に株券を会社に提出させ(116条6項等)、株券不発行会社では、買取請求の対象となっている株式を譲り受けた者は株主名簿の名義書換えを請求できないとしている(116条9項等)。さらに、振替株式を発行する会社では、買取のための「買取口座」を設け、買取請求権を行使した者は買取口座を振替先とする振替申請をしなければならないとした(振替法155条)。

# 株主名簿の閲覧拒否の削除(本書第9章関連)

改正前に会社が株主名簿の閲覧を拒否できる事由として列挙されていたもの のうち、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、 又はこれに従事するものであるとき | (改正前125条3項3号) が削除された。

#### 全部取得条項付種類株式の取得(本書第 10 章関連)

全部取得条項付種類株式を会社が取得する場合には、事前および事後に、株主に十分な情報を与えるために、会社本店に書面等を備えおいて閲覧謄写に応じなければならない(171条の2、173条の2)。反対株主の裁判所に対する取得価格の決定の申立ての機会を保障するため、会社は取得日の20日前までに全部取得条項付種類株式の株主に当該株式全部を取得する旨を通知(公告)しなければならない(172条)。全部取得条項付種類株式の取得が法令または定款に違反する場合で、かつ、株主が不利益を受けるおそれがあるときには、株主は会社に当該株式の取得の差止めを請求することができる(171条の3)。

# 2. 監査等委員会設置会社の新設

#### 概 要(本書第11章関連)

指名委員会等設置会社は、取締役会の内部に指名委員会、報酬委員会、監査委員会の3委員会を置く会社であるが、この3委員会を置くことは会社にとって重荷であるとともに、指名と報酬という重要な決定を社外取締役のイニシアチブの下に委員会が決定するという点に抵抗感を持つ会社が多いことから、これらの委員会を置かず、監査等委員会のみを置くという機関構成の選択肢を新たに増やした(2条11号の2)。

#### **監査等委員会設置会社の特徴**(本書第17章関連)

- ① 監査等委員会設置会社は強制されるものではなく、定款で規定を置くことにより任意に選択できる機関構成である(326条2項)。
- ② 監査等委員会は取締役会の内部に置かれ(327条1項3号)、3人以上の取締役によって構成されるが、これらは非業務執行取締役で(331条3項)、そのうちの過半数は社外取締役でなければならない(331条6項)。監査等委員会は取締役の職務執行の監査を行う(399条の2)。監査等委員会が選定する監査等委員は、業務調査・会計調査権を有する(399条の3)。このため、監査等委員の職務は、監査役の職務と重複するため、監査等委員会設置会社では、監査役を置いてはならない(327条4項)。
- ③ 会計監査人の設置が強制される(327条5項)。
- ④ 監査等委員の選任とそれ以外の取締役の選任はそれぞれを別に株主総会で行わなければならず(329条2項)、報酬もそれぞれ区別して定めなければならない(361条2項)。その任期は監査等委員以外の取締役が1年である(332条3項)のに対して、監査等委員は2年(332条1項4項)である。
- ⑤ 取締役会は業務執行決定・執行権を持ち、監査等委員会の監査等委員も取締役として取締役会決議に参加するが、取締役会の過半数が社外取締役である場合、あるいは、定款で定めた場合には、法定の重要事項をのぞき、取締役に広範な決定権限の委任が可能である(399条の13第5項第6項)。
- ⑥ 監査等委員会は、監査等委員自身のみならず、監査等委員以外の取締役の 選任等および報酬についての意見を株主総会で述べることができる(342条の 2第1項第4項、361条5項6項、399条の2第3項3号)。

⑦ 利益相反取引を監査等委員以外の取締役が行い、監査等委員会が承認した 場合には、任務懈怠の推定(423条3項)を受けない(同条4項)。

# 3. 株主総会・取締役・監査役・会計監査人に関する改正

#### 株主総会決議取消しの訴え(本書第14章関連)

株主総会の決議取消しの訴えによる決議の取消しで株主の地位を回復できる者を保護するため、株主総会決議取消しの訴えの原告適格として、決議取消しにより株主となる者がつけ加えられた(831条1項)。

#### 社外取締役・社外監査役の要件(本書第15章・第17章関連)

これまでの社外取締役・監査役の要件について、以下の見直しが行われた(2条15号16号)。

- ① 要件の厳格化:以下の者は社外性の要件を満たさない。
  - ・親会社等(2条4の2号、施行規則3条の2第2項)(自然人に限る)、または、 親会社等の取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人
  - ・親会社等の子会社等(施行規則3条の2第1項)の業務執行取締役等(業務執 行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人)
  - ・取締役・執行役・支配人その他の重要な使用人または親会社等(自然人に限る)の配偶者または2親等内の親族
- ② 緩和:クーリング・ピリオドの採用 原則として、当該会社・子会社の業務執行取締役等(社外監査役の場合は、 取締役等)を退任後、10年経過すれば、社外取締役・監査役に就任すること が可能となる。

#### 社外取締役の不設置理由の開示(本書第 15 章関連)

事業年度末日において、監査役会設置会社(公開会社でかつ大会社であるものに限る)であり、かつ、金融商品取引法24条1項によりその発行する株式について有価証券報告書を提出することを強制されている会社では、社外取締役を置いていない場合、定時株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することが義務づけられた(327条の2)。また、この「相当でない理由」は、株主総会の参考書類および事業報告でも記載することが強制され、社外監査役が2人以上あることのみをもって当該理由とすることができないとされている(施行規則74条の2、124条2項3項)。また、改正法附則25条では、改正法の施行後2年を経過した時、社外取締役設置の是非を再検討して、必要があると認められれば、これを義務づける可能性があることが示唆された。

#### **監査役の監査の範囲に関する登記**(本書第17章関連)

非公開会社で定款規定により監査役の監査権限を会計監査権限に制限した場合に (389 & 1 項)、それを登記によって開示しなければならないことになった (911 & 3 頂 17 F)。

#### 会計監査人の選任・解任(本書第17章関連)

株主総会に提出する会計監査人の選任および解任、不再任に関する議案の内

# 4. 役員等の責任に関する改正 (本書第19章関連)

#### 青仟の一部免除

責任の一部免除が認められる場合(425条以下)、役員等がそれぞれ責任を負うべき上限額に差が認められる。代表取締役については改正はなされなかったが、そのほかの取締役については、改正前には、社外取締役をのぞく代表取締役以外の取締役が職務執行の対価として受けるべき財産上の利益の1年あたりの額として法務省令で定める方法により算定される額の4年分、社外取締役がその2年分であり、社外取締役であるか否かにより区分されていたが、改正により、代表取締役以外の取締役(業務執行取締役等に限る)が4年分、それ以外の取締役が2年分と、業務執行に携わる者であるか否かで区分することになった(425条1項ロハ)。また、責任限定契約を締結できる役員として挙げられていた、社外取締役、社外監査役は、取締役(業務執行取締役等をのぞく)、監査役と改正された(427条1項)。

#### 旧株主による株主代表訴訟提起

株式交換等の効果が生じた日の6か月前から引き続き株主であった者は、株式交換等により株主でなくなった場合でも、株式交換等完全子会社のために株主代表訴訟を提起することが認められた(847条の2)。

# 特定責任追及の訴え(多重株主代表訴訟)

平成11年改正により株式交換・移転が認められて以降、純粋持株会社が増加したが、子会社の経営によって親会社が損害を受けた場合も、子会社が子会社役員等の責任を追及するか、または、親会社が子会社の株主の立場で株主代表訴訟を提起するべきであるところ、それを怠った場合、親会社の株主にはなす術がないことが問題となっていたので、改正法はあらたに特定責任追及の訴えを認めた。しかしながら、親会社・子会社といってもこれらはお互い固有の法人格を有しているため、その提訴が認められる範囲は、相当に制限されている。

すなわち、その提訴資格は、6か月前から引き続き会社の最終完全親会社等(当該会社の完全親会社等(847条の3第2項)であって、その完全親会社等がないものをいう)の総株主の議決権の100分の1以上の議決権または発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主に限られている(同条1項。株式保有割合は定款でこれを下回る割合を定めることも可能であり、非公開会社では、保有期間を問わない)。また、特定責任とは、当該役員等の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等およびその完全子会社等における当該会社の株式の帳簿価額が最終完全親会社等の総資産として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超える場合における役員等の責任をいう(同条4項、施行規則218条の6)。そして、特定責任の原因となった事実により最終完全親会社等に損害が生じた場合に、訴訟を提起できる(同条1項2号の反対解釈)。最終完全親会社等の特定責任を免除する場合は、子会社のみならず最終完全親会社等の総株主の同意が必要である(同条10項)。

# 5. 資金調達に関する改正(本書第20章・第21章関連)

### 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等の手続

公開会社において、募集株式の引受人(特定引受人)およびその子会社等が募集株式を引き受けた結果有することになる議決権の数が総株主の議決権の数の割合の2分の1を超える場合、払込期日の2週間前までに、株主に対して特定引受人等に関する情報を通知(公告)しなければならない(206条の2第1項第2項)。その結果、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が通知(公告)の日から2週間以内にこの募集株式の引受けに反対する旨を会社に通知した場合には、特定引受人に対する募集株式の割当てについて株主総会の決議が必要となる(同条4項、当該会社の財産状況が著しく悪化しており、事業の継続のために緊急の必要性がある場合をのぞく)。この場合の決議要件は、議決権を行使する株主の議決権の過半数(定款で規定した場合でもその割合は3分の1を下回ることができない)を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数(定款でこの割合を加重できる)である(同条5項)。

新株予約権の発行についても同様の規定がある(244条の2)。

#### 仮装払込みに関する責任

出資を仮装した引受人は、その払込金額全額の支払い(現物出資をした場合には、仮装した現物出資財産の給付、または、会社が当該給付に代えて現物出資財産の価額に相当する金銭の支払いを請求した場合には金銭全額の支払い)をする責任を負い、この責任は総株主の同意がなければ免除できない(213条の2)。また、引受人の出資の仮装に関与した取締役として法務省令で定める者は、その職務を行うについて無過失を証明できなければ責任を負い、これらの者と引受人は連帯して責任を負う(213条の3、施行規則46条の2)。引受人はこの支払いを履行した後でなければ株主の権利を行使できないが、募集株式を譲り受けた者は、悪意または重大な過失がない場合、株主の権利を行使することができる(209条2項3項)。新株予約権についても同様(282条2項3項、286条の2、286条の3)。

設立時における発起人あるいはその他の引受人の仮装払込みに関しても規定されている(52条の2.102条3項4項、102条の2.103条2項3項)(本書第6章関連)。

#### 墓集株式の総数引受契約が締結される場合の手続

募集株式が譲渡制限株式である場合には、その割当てについて株主総会(取締役会設置会社の場合は取締役会)決議でその承認を受けることが必要である(205条2項)。募集新株予約権についても、同様(244条3項)。

# 6. 企業再編に関する改正

#### **企業再編の差止め制度**(本書第24章・第26章・第27章関連)

これまで差止めが認められていた略式再編手続以外の企業再編行為(合併、会社分割、株式交換・移転)についても、これらが法令または定款に違反する場合、あるいはその対価が消滅会社等・存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合で、それにより株主が不利益を受けるおそれがあるときには、株主は、会社に対してこれらの企業再編行為をやめるように請求す

ることができるようになった(784条の2、796条の2、805条の2)。

子会社株式等の譲渡により子会社の支配を失う場合の手続(本書第25章関連)会社が、その帳簿価額が譲渡会社の総資産額の5分の1を超える、子会社の株式等の全部または一部を譲渡して、その結果、効力発生日に当該会社が子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないこととなる場合は、株主総会特別決議を経なければならない(467条1項2号の2、施行規則134条)。

#### 会社分割における債権者保護(第26章関連)

分割に異議を述べることができる債権者のうち、各別の催告を受けなかった 債権者(これは各別の催告を受けるべきであったのに催告を受けなかった債権者に限 らず、知られていない債権者であることから各別の催告が必要なかった債権者も含む。 ただし、官報公告に加えて電子公告を行った場合は不法行為債権者に限る)を保護す るため、分割会社のほか承継会社・新設会社に対しても、承継した財産の価額 を限度として、債務の履行を請求できる(759条2項3項、764条2項3項、789条 1項2号3項)。

さらに、吸収分割あるいは新設分割において、分割の対価が会社に交付される物的会社分割の場合には、承継会社あるいは新設会社に債務が承継されなかった債権者(残存債権者)には、承継された財産に見合う対価が交付されていることから不利益はないとして、債権者異議手続による保護の対象外となっている。しかし、分割会社が残存債権者を害することを知って分割をした場合には(承継会社が分割の効力が生じたときに残存債権者を害すべき事項を知らなかった場合をのぞく)、残存債権者は、承継会社あるいは新設会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるが、この権利は、残存債権者が残存債権者を害することを知って分割を行ったことを知ってから2年以内、あるいは、分割が成立した日から20年を経過した時には消滅し、分割会社が破産手続開始決定、再生・更生手続開始決定を受けた場合には、残存債権者はこの権利を行使できない(759条4項-7項、764条4項-7項)。

事業譲渡においても同じことが考えられるため、同様の規定が置かれた (23 条の (23 2) (本書第 (23 25 章関連)。

#### 特別支配株主の株式等売渡請求(本書第27章関連)

特別支配株主(会社の総株主の議決権の10分の9以上を当該会社以外の者および発行済株式の全部を有する株式会社等が有している場合の当該者)は、他の株主全員に対して株式全部(選択により、これに併せて新株予約権、新株予約権付社債)を特別支配株主に売り渡すように請求することができる(179条、179条の2)。特別支配株主は、この請求をする前に会社にそれを通知し、会社の承認(取締役会設置会社の場合は取締役会決議が必要)を受けることが必要である(179条の3)。会社がそれを承認した場合には、株主に対して通知(または公告)をしなければならない(179条の4)。特別支配株主は、取得日に、売渡株式の全部を取得する(179条の9第1項)。事前・事後の開示制度(179条の5、179条の10)、売渡請求の撤回(179条の6)、差止請求(179条の7)、売買価額の決定の申立て(179条の8)についても整備された。売渡株主等は、取得無効は取得日から6か月(非公開会社で1年)以内に、特別支配株主に対して売渡株式等の全部取得の無効について訴えを提起することができる(846条の2-846条の9)。

# 初版第1刷 誤植訂正箇所

訂正箇所	初版第 1 刷 記述	訂正
19頁5~6行目	不正競争防止法2条1項1号	不正競争防止法2条1項1号2号
19頁14行目	(同法 21 条 2 項 1 号)	(同法 21 条 2 項 1 号 2 号)
30 頁下から 5 行目	合資会社・合同会社の有限責 任社員が	合資会社の有限責任社員が
56 頁 4 行目	定款表示額が会社成立時の実 価に比べて	会社成立時の実価が定款に表 示された額よりも
59 頁下から 2 行目	定款表示額が会社成立時の実 価に比べて	会社成立時の実価が定款に表 示された額よりも
65 頁 4 行目	(360 条)	(360 条、422 条)
71 頁 2 行目	委員会等設置会社	委員会設置会社(注:26年改 正では、指名委員会等設置会 社に改称)
77 頁タイトル含 め 3 ~ 4 行目	社員が会社に対して出資した 金銭等を	社員が持分を
77 頁 4 行目	(624 条。	(611 条)。
77 頁 6 行目	(632条以下)	(635条以下)
137 頁下から1行 目	(368条2項、376条2項)	(368条2項、376条3項)
138 頁 2 ~ 3 行目	これらの者は、取締役会で (382条、375条)	監査役は、取締役会に(382 条)
141 頁〈発展〉タ イトル含め 10 行 目	③相手方が取締役会が	③相手方が取締役会決議が
155 頁 2 ~ 3 行目	その会社または子会社の取締役、支配人その他の使用人、 子会社の会計参与、執行役を	その会社または子会社の取締役、会計参与、支配人その他 の使用人、子会社の執行役を
155 頁 4 行目	(335条2項)	(333条3項1号、335条2項)
158 頁下から9行 目	構成員の過半数は	構成員の半数以上は
172 頁下から 13 行 目	総株主 (責任を負う役員等を のぞく) の 100 分の 3	総株主 (責任を負う役員等を のぞく) の議決権の100分3
172 頁下から 12 行 目	以上が異議を	以上の議決権を有する株主が 異議を

262 頁下から 15 行目	清算の資格	清算人の資格
260 頁下からタイ トル含め 11 行目	訴えをもって	やむを得ない事由があれば訴 えをもって
247 頁下から 4 行 目	分割契約に定めがあれば	分割契約に承継会社等がその 労働契約を承継する旨の定め があれば
247 頁下からタイトル含め 9 行目および 10 行目	不法行為債務者	不法行為債権者
246 頁 8 行目	異議を述べさせなければなら ない必要性	異議を述べさせる必要
232 頁下から7行目	電磁的方法によっても	定款に定めた公告方法(日刊 新聞紙に掲載または電子公告) によって
223 頁 7 行目	(同条2項、計算規則 155条)	(同条 2 項、施行規則 116 条、 計算規則 155 条)
221 頁 1 行目	個別の催告	各別の催告
220 頁下から1行 目	官報と電子公告	官報のほか定款に定めた公告 方法 (日刊新聞紙に掲載また は電子公告)
217 頁表左から 3 列 目 2 段目・3 段目	要旨〇	0
204 頁下から 8 行 目	公正かつ誠実に	公平かつ誠実に
199 頁タイトル含 め 11 行目	新株の発行後	新株予約権の発行後
186 頁 3 行目	旧株主の	既存株主の
183 頁下から 3 行 目	旧株主の	既存株主の
174 頁 12 行目	その取締役等の故意・過失	その取締役等の悪意・重過失
172 頁下から 4 行 目	全員の同意が必要でる。	全員の同意が必要である。
172 頁下から 8 行 目	会社は社外取締役等と約定額か	会社は定款で定めた額の範囲 内で社外取締役等と約定で定 めた額か